

令和2年（2020年）9月25日

医師会員の皆さま

一般社団法人滋賀県医師会長  
（公印省略）

滋賀県健康医療福祉部長  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る  
相談・外来診療・検査体制の拡充について（依頼）

地域医療の推進および県民の健康増進はもとより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に日々ご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、本年3月に最初の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されて以降、3～4月、7～8月と2度の患者急増期を経て、現在は、新規陽性者数の面では、やや落ち着いた状況となっています。

しかし今後、季節性インフルエンザの流行期を控え、発熱等の症状を訴える人が大幅に増えることが見込まれ、新型コロナウイルス感染症の初期症状はインフルエンザや感冒に似ていることから、新型コロナウイルスについての検査等の需要が急増すると考えられます。

そのため、発熱等の症状のある人が、迅速に必要な診療・検査を受けられるよう、**地域の身近な医療機関である診療所等で、受診に関する相談、外来診療および必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査や検体採取が行える体制を作ってまいりたい**と考えておりますので、皆さまには、なにとぞご協力方お願い申し上げます。

つきましては、別添のとおり**相談・外来診療・検査に関する意向調査を実施**いたしますので、ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、調査回答等にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の検査は、「行政検査」の扱いとなり、検査費用について保険適用した上で、患者本人に負担を求めず、公費で負担することとなります。「行政検査」を医療機関に委託するにあたっては、滋賀県医師会を取りまとめ機関として、集合契約を締結する予定ですので、意向調査において、**「自院で検査を行う（可能性がある）」と回答された場合は、集合契約に係る委任状を併せて提出**くださるようお願い申し上げます。

記

1. 提出書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る相談・診療・検査実施に関する意向調査票  
… **すべての医療機関**
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）の委託契約締結に関する委任状 … **自院で検査（検体採取）を行う（可能性がある）医療機関のみ**

- ・ 委託契約書、意向調査票、委任状等関係書類を県医師会ホームページに掲載いただいていますので、ご確認ください。（掲載先：<http://www.shiga.med.or.jp/doctor.html>）

## 2. 取りまとめ期日

国への報告や事務手続等の都合上、第1次・第2次の取りまとめ期日を設定させていただきます。なるべくお早めにご提出ください。

第1次取りまとめ期日	10月5日（月）
第2次取りまとめ期日	10月23日（金）

## 3. 提出先

滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 感染症対策室（健康しが企画室内） 高屋あて  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

FAX 077-528-4857 E-Mail [coronataisaku10@pref.shiga.lg.jp](mailto:coronataisaku10@pref.shiga.lg.jp)

**※委任状の提出は郵送でお願いいたします。（意向調査票はFAX・メールによる提出も可）**

## 4. 契約締結予定日

第1次取りまとめ期日後、10月8日（木）頃に委託契約を締結する予定です。

なお、契約締結日以前に実施された新型コロナウイルス感染症の検査につきましても、遡及して「行政検査」の扱いとすることができます。

**【参考】** 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(R2.3.4付け厚生労働省結核感染症課長通知)(抜粋)  
委託契約の効果は遡及させることができることから、契約手続きに時間を要する場合などには、契約が締結されれば契約締結前に実施された検査についても契約に基づく補助の対象となることを都道府県等と医療機関の間で合意した上で、契約締結を待たずに、行政検査（PCR検査及び抗原検査）を実施することとして差し支えない。

## 5. その他

### (1) 「診療・検査医療機関」の指定について

- ・ 発熱患者等の外来診療または検査（あるいはその両方）を行う医療機関は、下記の要件を満たすものとして、県が「診療・検査医療機関」の指定を行うこととします。
- ・ 外来診療を行い、検査は自院では行わず、地域外来・検査センター等を紹介する場合であっても、「診療・検査医療機関」となります。
- ・ 「診療・検査医療機関」の指定を受けた場合は、国や県が行う支援制度（別紙）の対象となります。

#### ◆ 「診療・検査医療機関」の指定要件

施設要件	<p>①発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること <u>※診察時間帯の区別、院外・車越し診察といった方法もありますので、医療機関の構造に応じて柔軟にご対応ください。</u></p> <p>②必要な検査体制が整備されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）</p>
------	---

	<p>③医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること</p> <p>④検査を行う場合には、県または大津市と行政検査の委託契約を締結していること</p> <p>⑤自院のかかりつけ患者の発熱患者等を受け入れる場合は、院内での掲示等により、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること</p>
周知に関する要件	<p>調査票に回答いただいた内容を地域の医療機関、県、大津市など関係機関で情報共有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関名、住所、電話番号</li> <li>・ 当該医療機関で診療・検査対象となる患者（自院かかりつけ患者のみ可能か、他院や受診・相談センターからの紹介（案内）患者も受入可能か など）</li> <li>・ 実施内容（診療と検査いずれも対応可能か（またはどちらか）、検査（検体採取）方法 など）</li> <li>・ 1週間単位の診療・検査対応時間数</li> </ul>

## (2) 「診療・検査医療機関」リストの公表について

- ・ 「診療・検査医療機関」リストは広く公表はしません。**各医療機関および受診・相談センターなど関係機関でのみ共有**し、発熱患者等から各医療機関等に受診相談があった場合に、受診先を紹介するために利用します。
- ・ 特定の医療機関への集中を避けるなど、受診先を紹介するにあたっての留意事項等は、追ってご連絡します。

## (3) 検査実施に係る報告について

- ・ 検査実施に係る県（保健所）への報告につきまして、契約書（第三条）には、「やむを得ない事情がある場合を除き、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」に入力することにより行うこと」としてありますが、本県では、**当面の間、指定様式によりFAX等で報告**していただくこととします。なお、報告方法の変更など、今後改めて相談させていただく可能性があることをご承知願います。
- ・ 検査の結果、陽性者があった場合には、別途、発生届を管轄保健所あて提出願います。
- ・ 陽性判明時の対応（入院先が決まるまでの対応等）については、今後、関係機関との協議等を踏まえて、決定してまいります。各保健医療圏域単位でも、関係機関による協議の場を設けてまいりたいと考えていますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## (4) 保険請求について

- ・ 令和2年3月6日よりPCR検査が、5月13日より抗原定性検査が、6月25日より抗原定量検査がそれぞれ保険適用になりましたが、新型コロナウイルス感染症の検査は、患者本人の治療に繋げるという観点に加えて、感染症のまん延防止の観点を有することから、都道府県または保健所設置市から行政検査を委託しているものと取り扱うことと

されています。

- ・ したがって、検査実施に係る費用は、保険請求をすることになりますが、患者自己負担部分につきましては滋賀県または大津市が公費負担し、後日、社会保険診療報酬支払基金や滋賀県国民健康保険連合会を通じて、医療機関に支払われますので、**患者本人には請求しないようお願いいたします。**

#### (5) 診療報酬明細書の取扱いについて

- ・ 行政検査の委託契約について、事務手続きは県で一括して行いますが、委託契約の取りまとめ機関である滋賀県医師会と、滋賀県および大津市との三者契約により、公費負担を行いますので、診療報酬明細書の公費負担者番号欄および受給者番号欄は、以下のとおりとしてください。

医療機関の所在地	公費負担者	公費負担者番号	受給者番号
大津市	大津市	28251502	9999996 (共通)
大津市以外	滋賀県	28250504	

#### ○PCR検査または抗原検査を実施した場合の公費負担（補助）額の算定例

下記①および②が公費負担（補助）の対象額となります。ただし、当該月にすでに他の検査により各判断料を算定している場合は、補助対象外となります。

①PCR検査料1,800点\*および微生物学的検査判断料150点（初・再診料などは含まない）に係る受診者の自己負担額

※PCR検査料1,800点は、検体採取を行った医療機関以外の施設へ輸送して検査を実施した場合の点数。これ以外の場合は1,350点となる。

②抗原検査料600点および免疫学的検査判断料144点（初・再診料などは含まない）に係る受診者の自己負担額

#### 問い合わせ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県健康医療福祉部 医療政策課

感染症対策室（健康しが企画室内）

担当：笹山 奥井 高屋 大西

TEL：077-528-3657/FAX：077-528-4857

E-Mail：[coronataisaku10@pref.shiga.lg.jp](mailto:coronataisaku10@pref.shiga.lg.jp)

別紙

◆「診療・検査医療機関」向け支援制度	
インフルエンザ流行期を控えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業 ＜国執行＞	都道府県の指定を受けた「診療・検査医療機関」が発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む）を設けた上で※、地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助 <u>※診察時間帯の区別、院外・車越し診察といった方法もありますので、医療機関の構造に応じて柔軟にご対応ください。</u>
医療機関等への医療用マスク等の優先配布事業 ＜国執行＞	医療用マスク、ガウン、フェイスシールドおよび手袋といった个人防护具（PPE）や検体採取キット等の物資を確保し、必要な医療機関等への優先配布（無償配布）を実施
医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助 ＜国執行＞	新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助
診療・検査医療機関支援事業 ＜県執行＞	「診療・検査医療機関」の医師や従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、休業した場合に人件費等の一部を補助

※上記4事業の募集等については、別途ご案内いたします。

◆その他の支援制度（診療・検査医療機関以外も可）	
感染症外来協力医療機関等設備整備事業 ＜県執行＞	感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費用等を補助 （例）HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応） 1施設あたり 905 千円
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 ＜県執行＞	新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大防止のための取組を行う医療機関・薬局等について、必要な費用を補助 （無床診療所（医科・歯科）の場合 1,000 千円）

※上記2事業につきまして、詳しくは県ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業について

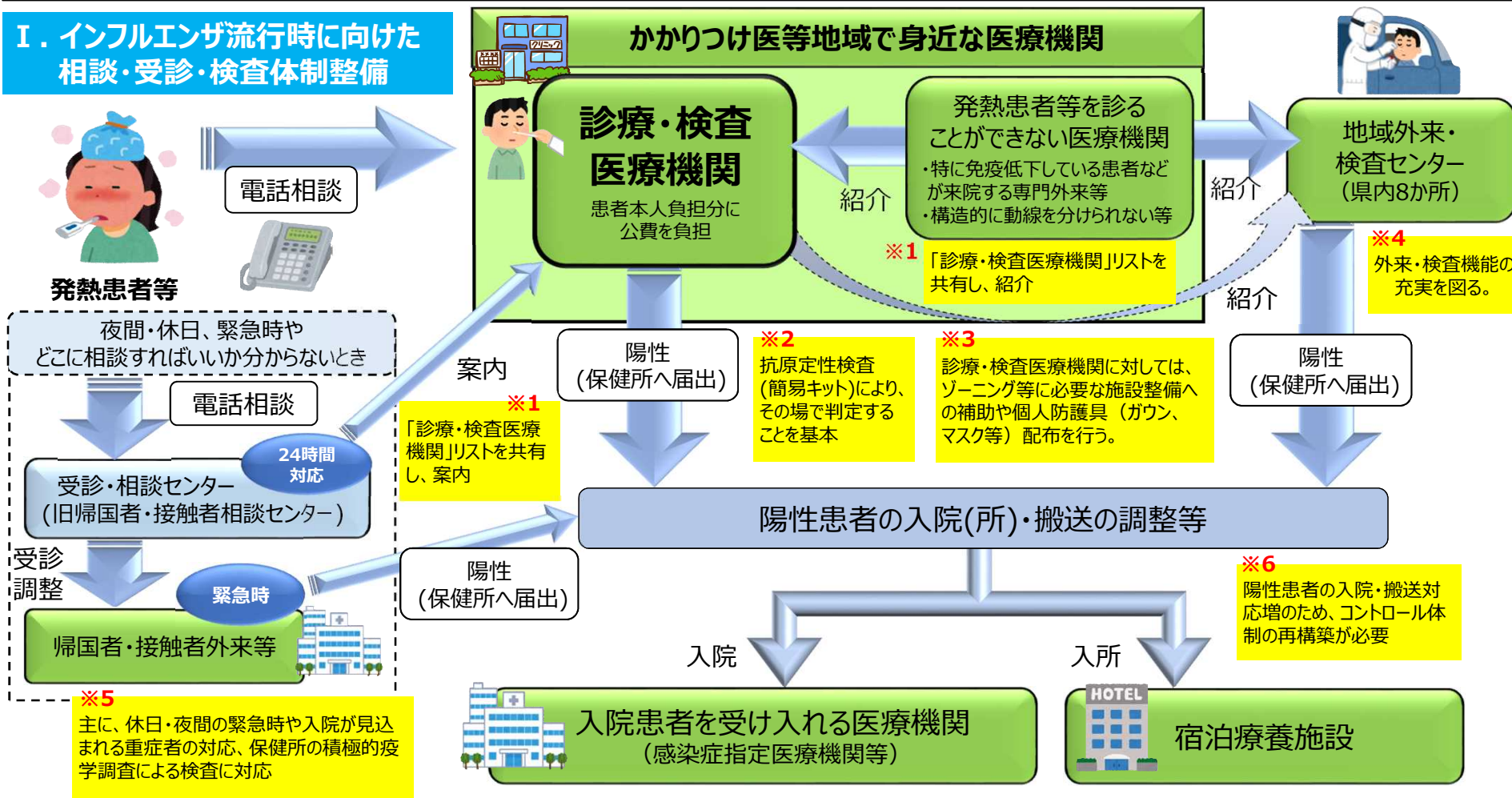
（トップページ > 県民の方 > 健康・医療・福祉 > 医療 > 助成・支援・補助）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryu/313652.html>

# 外来診療・検査体制の見直しと更なる拡充に向けて

- 季節性インフルエンザの流行による発熱者の増により、新型コロナウイルスについて検査需要増の見込み。(※)国の指針に基づき改めて算出  
ピーク時**720人**の検査需要に加え、インフル流行期1日平均で、全国20万件 → 滋賀県では**2,000件程度(※)**の検査需要増
- 感染が疑われる人が、相談から受診・検査まで、スムーズにつなげられる体制を整備する必要があるほか、感染拡大防止を目的とした積極的疫学調査においては、状況に応じてきめ細かに検査を実施。
- こうしたことから、**発熱患者等がかかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制等**を整備。

## I. インフルエンザ流行時に向けた相談・受診・検査体制整備



- 相談から受診・検査等の流れを分かりやすく示すとともに、適切な受診行動を促すための**県民向け広報啓発**を行う。
- 検査を行う医療機関と、県医師会とりまとめによる集合契約を締結し、**10月中を目途に保健医療圏域ごとの体制整備**を図る。